

事 務 連 絡  
平成 30 年 2 月 16 日

各 都道府県 障害福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企 画 課  
障 害 福 祉 課

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しの具体的運用について

平素より、障害者福祉施策の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より介護保険適用除外施設における住所地特例を見直すこととされていることから、当省老健局介護保険計画課より各都道府県の介護保険担当部局あて、平成 30 年 2 月 2 日付けでその具体的な運用に係る事務連絡（別添）を発出しているところです。

今回の見直しにより、別添の記の第 3 の 1 のとおり、障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で連絡をとる等の運用をしていただくこととなりますので、御了知の上、指定障害者支援施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区含む）へ併せて周知いただきますようお願いいたします。